



調査の目的

船員の報酬、雇用等について、その実態を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

<調査対象>

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、以下に掲げる総トン数20トン以上の船舶に乗り組む船員
①第一号調査：国土交通大臣が指定する一般船舶（標本調査：約900隻／約3,500隻）
②第二号調査：漁船（全数調査：約1,100隻）
③第三号調査：特殊船（全数調査：約570事業者）

<調査期間>

①第一号調査：毎年6月の一ヶ月間の報酬等について調査。（ただし、年間総労働時間等についてはその前年1年分（1月～12月分）について調査。）
②第二号調査：毎年1年分（1月～12月分）について調査。
③第三号調査：毎年6月の一ヶ月間の報酬等について調査。

<調査事項>

①第一号調査（標本調査）

➢抽出方法等：平均報酬額について信頼度95%、各層（内航：用途8区分×トン数階級8区分、外航：用途8区分×トン数階級5区分）の目標精度を5%とし、必要となる標本数を船舶単位で無作為抽出
➢調査事項：船長、職員（航海士、機関長、機関士、通信長、通信士等）、部員（甲板長、繩機長等）ごとに以下の事項を調査（女性船員、外国人船員についても内数として調査）
→年齢、経験年数、月間総労働等時間、月間報酬、年間総労働時間及び年間取得休日数

②第二号調査（全数調査）

➢調査事項：
・漁業種類、漁業期間、航海日数、航海回数及び乗組員に支払われた報酬合計額
・報酬の支払形態（全歩合給、固定給、固定給と歩合給、その他）等
・船長、職員（漁ろう長、航海士等）及び部員（甲板長、繩機長等）ごとに人員数、持代歩数及び給料を調査（女性船員、外国人船員についても内数として調査）

③第三号調査（全数調査）

➢調査事項：
・船長及び職員・部員ごとに以下の事項を調査（女性船員、外国人船員についても内数として調査）
→船員数、総延稼働日数、時間外・補償休日労働時間、年間取得休日数及び報酬

集計事項

①第一号調査

・一般船舶に乗り組む船長及び職員・部員別、トン数階層別1人1か月平均報酬等
(女子船員、外国人船員については、「内・外航別、用途別・トン数階級別の合計」の一部として公表)
・一般船舶に乗り組む船員の年齢階層別1人1か月平均報酬等
・一般船舶に乗り組む船員の年齢階層・経験年数階層別平均定期払いをする報酬額
・一般船舶に乗り組む船員の年齢階層・経験年数階層別船員数
・一般船舶に乗り組む船員の報酬額階層・総労働時間階層別船員数

②第二号調査

・漁業種類別、専業船・兼業船別、報酬の支払形態別調査隻数
・専業船の漁業種類別、都道府県別、用途別、報酬の支払形態別従業状態及び持代歩数1.Oの乗組員1人1か月平均報酬額
・外国人船員の1人1か月平均報酬額
・女性船員の1人1か月平均報酬額 等

③第三号調査

・特殊船に乗り組む船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等